

令和 7 年度 名取市放課後児童クラブ（登録児童）募集要項

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対して、児童センター等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

現在利用されている方も継続を希望される場合は、申請書の提出が必要です。必ず手続きされますようお願いいたします。令和 7 年度名取市放課後児童クラブ（登録児童）の募集に関して、ご不明な点があれば、各放課後児童クラブ、こども支援課（Tel022-724-7118）までお問合せ下さい。

名取市健康福祉部こども支援課

1 登録要件

（1）対象児童

○市内に居住する小学校の児童、その他これに準ずる児童であること。

○新小学 1 年生から 6 年生までの留守家庭の児童で、原則次の基準を満たし集団生活が送れる児童であること。

- ①危険な行動の予防または制御が可能である。
- ②自力で登下校できる。
- ③食事や排泄など身辺自立ができる。
- ④意思疎通を図ることができる。
- ⑤児童クラブの利用中に医療行為を必要としない。

（2）保護者（令和 7 年 4 月 1 日時点で、18 歳以上 60 歳未満の同居する親族等）が次の事由に該当すること。

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいないこと。

※求職中の場合、「求職申告書（有効期限：令和 7 年 3 月 10 日）」により登録申し込みを可とする。

P 5. 7 提出書類について⑫ 参照

2 登録の期間

児童クラブの登録期間は、利用開始日から最長令和 7 年 3 月までですが、次に該当する場合は登録期間が異なる場合があります。

保護者の要件	児童クラブ登録期間
就労（期間雇用）の場合	利用開始日から就労の終了日まで
傷病の場合	利用開始日から診断書に記載のある期間
親族等の介護の場合	利用開始日から診断書に記載のある期間
産前産後期間中の場合	出産予定日の前 8 週間、出産日の後 8 週間
大学等に在籍中の場合	利用開始日から大学等の在籍中の期間

※育児休業復帰予定者は、令和 7 年 5 月 1 日までに復職する場合は申し込みいただけます。

※保護者が放課後等に在宅の日は、ご家庭で一緒に過ごされるようお願いいたします。

※勤務時間が学校終了前までの場合は、登録の対象となりませんのでご了承ください。

※登録開始前に要件（就労等）を満たさなくなった際は、登録を取り消す場合があります。

※登録期間中に保護者が仕事を退職した場合は、ご相談下さい。

3 登録人数及び実施時間

(1) 登録人数は次のとおりです。

名称	定員(人)	名称	定員(人)
増田放課後児童クラブ ★	240	那智が丘放課後児童クラブ ★	60
名取が丘放課後児童クラブ	60	下増田放課後児童クラブ ★	220
増田西放課後児童クラブ	120	愛島放課後児童クラブ	180
館腰放課後児童クラブ	50	高館放課後児童クラブ	70
相互台放課後児童クラブ ★	70	閑上放課後児童クラブ	120
ゆりが丘放課後児童クラブ ★	70		

※申込者多数の場合は、学年や世帯の状況、保護者の労働状況などを総合的に判断して決定します。

※登録児童数の多い児童センターにおいては、小学校の余裕教室や集会所等を利用して、児童センター本館以外の場所で児童クラブを実施する場合があります。

※★印のクラブは、特定非営利活動法人子育て応援団ゆうわに運営を委託しています。印のないクラブは、直営のクラブです。

(2) 実施時間

内 訳	実 施 時 間	
学校授業日	授業終了後～午後6時まで	・一人帰り可能時間は、午後5時までです。 (11月～2月は4時30分まで) ※各小学校の下校時間に合わせて異なる場合があります。 ・上記以外の時間は保護者のお迎えが必要です。
長期休業日 振替休業日	午前8時～午後6時まで	
延 長	午後6時～午後7時まで	

※土曜日は別途申し込みが必要です。P9を参照してください。

ファミリー・サポート・センター事業(*1)のご案内。

(*1) ファミリー・サポート・センター事業とは

子育ての手助けがほしい人(利用会員)と子育ての手助けができる人(協力会員)が会員登録し、事前に顔合わせの上、育児の援助を会員相互の助け合いで行う事業です。援助活動は有料です。

<活動報酬額>

月～金曜日の7時～19時	1時間あたり 700 円
上記の時間帯以外の時間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始	1時間あたり 800 円
軽度病後児 (軽度の病気で協力会員が援助を引き受けた場合に限りです)	1時間あたり 800 円

※食事・おやつ等原則実費です。

※お子さんを預かる場合は原則として協力会員の自宅で行います。

※こどもの宿泊は行いません。

○ファミリー・サポート・センター事務局 (受付時間：月～金 午前9時から午後5時まで)

電話：070-5328-2518

(3) 休館日

土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日、その他市長が特に必要と認めた日

4 利用料金について

(1) 利用料金

別紙資料「放課後児童クラブ利用料金について」のとおり

- ・行事等は実費負担となります。
- ・地域活動クラブ（親の会含む）年会費が必要となります。

※月に一度も利用がなかった場合でも、必要書類の提出がない限り、基本利用分及び延長利用分の料金がかかります。

※減免の適用は申請を受付けた年度限りです。該当する場合は年度ごとに申請が必要です。

(2) 納入方法

放課後児童クラブ利用料、放課後児童クラブ延長利用料の納入は口座振替（自動払込）になりますので、「保育所等利用料口座振替納付依頼書」（児童クラブ備え付け）、ゆうちょ銀行をご利用の場合は、「自動払込利用申込書」（ゆうちょ銀行備え付け）に必要事項を記載の上、取扱金融機関等の窓口にご提出ください。

取扱金融機関

七十七銀行、仙台銀行、東邦銀行、名取岩沼農業協同組合、**荘内銀行(※)**、宮城第一信用金庫、仙南信用金庫、ゆうちょ銀行 ※令和7年度4月1日付で、荘内銀行は取扱金融機関から外れる予定です。

※放課後児童クラブ申請時に、口座振替又は自動払込の保護者控えをご提示ください。【必須】

※保育所等利用料口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書は、3枚複写となっております。金融機関でお返しする控えは保護者本人の控えの1枚のみとなりますのでご確認ください。2枚返却された場合は「名取市（こども支援課）控え」を各児童クラブまでご提出ください。

※口座振替の手続きによって、児童クラブの登録が確約されるものではありません。

※口座引落とし（自動払込）は毎月28日（28日が土・日・祝日の場合は翌営業日）となります。

※再引き落とし（自動払込）はありません。

残高不足等で引落とし不能となった場合は、納付書を送付しますので、取扱金融機関またはこども支援課での納入をお願いします。

5 申請書等の配布

配布開始日：令和6年10月17日（木）～

配 布 先：各児童センター（放課後児童クラブ）、こども支援課窓口

※名取市のホームページでもダウンロードできます。

ただし、「保育所等利用料口座振替納付依頼書」のダウンロードはできません。児童センター・こども支援課で配布します。また、『自動払込申込書』はゆうちょ銀行備え付けとなっています。

6 申し込み方法について（新規・継続）

受付(面接)期間に、お子さん同伴で15～20分の面接を行いますので、事前予約期間中に受付(面接)日時の予約をお願いします。なお受付(面接)日までに必要書類がそろうよう準備してください。

※(1)(2) 土・日・祝日を除く

●令和7年4月から利用を希望する方

令和6年度登録(令和7年度申請期間後登録含む)の方も、申請期間内に受付(申請)されていない場合は、5月からの申請となりますのでご注意ください。

(1) 事前予約期間

10月17日(木)～11月18日(月) 9:00(高館10:00)～17:30【先着順】

※希望日に空きがない場合は、空いている日時での調整となります。

(2) 受付(面接)期間

【 希望施設：名取が丘／館腰／相互台／関上／高館／那智が丘／ゆりが丘 】

11月1日(金)～11月29日(金) 9:00(高館10:00)～17:30

【 希望施設：増田西／愛島／増田／下増田 】

11月1日(金)～12月16日(月) 9:00～17:30

※保護者の市外からの転勤等でやむを得ず上記受付期間に申し込みができない場合は、各児童センター(放課後児童クラブ)へご相談ください。

●令和7年5月以降の利用を希望する方

◎利用開始希望日の前月10日までにお申し込みください。

※申込受付時にお子さん同伴で15～20分程度の面接を行います。事前に児童センターにご連絡のうえ、面接日時の調整をお願いいたします。

※児童の受け入れ体制や利用環境等が整いしだいの受入れとなりますので、ご了承ください。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ① 受付(面接)の予約先 | } 利用を希望する児童センター (P8、9施設一覧をご確認ください。) |
| ② 受付(面接)場所 | |

7 提出書類について（提出書類に不備がある場合は、書類がそろうまで受付できません。）

【提出書類記載上の注意】①～④の申請者(依頼人)及び保護者は**同じ氏名で記入**してください。

※消えるボールペン（フリクションボールペンなど）による記入はできませんのでご注意ください。

※申し込み内容に虚偽が認められた場合は、ご利用をお断りする場合があります。

※⑤～⑬は令和7年4月1日時点で18歳以上60歳未満の同居親族等の方全員について必要です。

（放課後児童クラブの利用が必要となる理由に合わせて⑤～⑬の様式を使用してください。）

(1) 登録に必要な書類（※申請チェックリスト（保護者確認済み）を併せて提出してください。）

	提出書類	備 考
全員提出	①名取市放課後児童クラブ利用申請書	裏(お子さんの健康状態)も忘れずにご記入ください。
	②同意書	内容を確認し、氏名・住所をご記入ください。
	③返信用封筒	申請者(依頼人)及び保護者の氏名・住所をご記入ください。 ※切手不要
新規・変更提出	④保育所等利用料口座振替納付依頼書 ※(依頼人用)または自動払込利用申込書(申込書)の控え	初めて児童クラブの利用申請をする方、または変更があった方は、金融機関において手続き後の控え(依頼人用・申込書)をご提示ください。【必須】 ※この手続きによって、児童クラブの登録が確約されるものではありません。
該当する状況の書類を全員必ず提出	保護者が会社等で勤務(内定)している場合 ⑤就労証明書（2か月前有効） ◎令和7年度保育所用写し可。 ◎土曜利用も希望する場合は、土曜勤務について備考欄への記載が必要です。	・兄弟姉妹で利用申請する場合は1部で結構です。 ※有期雇用の場合、年度内に一度、就労の状況を確認します。 ・児童クラブ提出用の写しは保育所への提出もできます。
	自営業(農業・商業)の場合 ⑥自営業者の就労状況申告書と就労証明書	兄弟姉妹で利用申請する場合は1部で結構です。なお、兄弟姉妹が令和7年度の保育所に申し込む場合は、保育所用の写しで結構です。
	保護者が傷病・障害の場合 ⑦傷病・障害状況申告書	医師の診断書又は障がい者手帳のいずれかの写し（個人と療養期間を確認できる箇所）を添付。
	保護者が親族の介護、病人の看護等の場合 ⑧介護（看護）状況申告書	介護保険被保険証又はケアプランのいずれかの写し（個人を確認できる箇所）を添付。 ※上記がない場合は、医師の診断書又は障がい者手帳の写しを添付。
	保護者が産前産後期間中である場合 ⑨状況申告書と母子手帳の写し	氏名と出産予定日を確認できる箇所をご提出ください。
	保護者が大学や専門学校へ通学している場合 ⑩状況申告書と学生証又は在学証明書又は合格通知書のいずれかの写し	氏名と在学期間を確認できる箇所をご提出ください。
	減免を利用する場合 ⑪放課後児童クラブ利用料減免申請書	申請内容の確認状況によって、令和7年6月上旬頃に、添付書類の提出をお願いする場合があります。
	求職中の場合 ⑫求職申告書（有効期限：令和7年3月10日）	有効期限内に就労が決定すると、就労状況により登録承認の対象となります。
	その他、就労、傷病・障害、介護等の理由以外で登録を希望する場合 ⑬状況申告書など	登録が必要であることを証明する書類を提出してください。特別な事情がある場合は、児童センターにご相談ください。
利用 土曜日	土曜日登録する場合 ⑭土曜日申請書・就労証明書(土曜就労記載有り)	<u>土曜日登録申請受付(面接)期間</u> <u>令和6年12月17日(火)～令和7年1月31日(金)</u> ※希望する実施センターに予約を入れ、お子さん同伴で受付申請を行ってください。

(2) 申し込み内容変更に関する書類（配布場所・提出先：各児童センター又は各放課後児童クラブ）

【提出書類記載上の注意】

提出時の申請者(保護者)名は、登録申請書・「利用料口座振替納付依頼書（又は「自動払込利用申込書）」と**同じ氏名で記入**してください。

該当事由	必要書類	備 考
延長利用の申請 (18 時以降の利用)	放課後児童クラブ延長利用申請書 (平日利用)	18 時を超えてしまった場合は、回数に関わらず、延長の申請が必要となります。
延長利用の中止	放課後児童クラブ延長利用不要届	利用を取消す場合は、利用月の前月末日まで「放課後児童クラブ延長利用不要届」を提出してください。
住所の変更	放課後児童クラブ変更内容届	変更があった時点で速やかに提出してください。
家族構成の変更		
緊急連絡先の変更		
利用時間の変更		
減免事由の消滅		
納付書送付先の変更		
引き落とし口座名義の変更		
その他		
勤務先の変更 (登録中の離職含む)	勤務(内定)・就労証明書 放課後児童クラブ変更内容届 求職申告書	求職申告書(有効期間 2 か月)：登録中に離職し、再就職のため求職活動する場合に提出してください。
利用クラブの変更	放課後児童クラブ変更内容届 中止届	速やかに中止する児童クラブへ提出

(3) 登録の辞退・終了に関する書類（配布場所・提出先：各児童センター又は各放課後児童クラブ）

【提出書類記載上の注意】

提出時の申請者(保護者)名は、登録申請書・「利用料口座振替納付依頼書（又は「自動払込利用申込書）」と**同じ氏名で記入**してください。

該当事由	必要書類	備 考
利用の中止	名取市放課後児童クラブ利用中止届	<u>変更月の前月まで</u> 提出してください。
利用の辞退	名取市放課後児童クラブ利用辞退届	承認後に利用を取りやめる場合、 <u>利用開始日前に</u> 提出してください。

※提出書類の申請者名が自筆でない場合、押印が必要となります。

8 登録決定までの流れ

手続きの流れについては、以下のとおりです。

1 申請書等の配布（令和6年10月17日（木）～）

◇各児童センター・放課後児童クラブ・こども支援課で配布します。（市ホームページでもダウンロード可。）

※保育所等利用口座振替納付依頼書はダウンロードできません。児童センター・こども支援課で配布します。

口座振替の申し込み

2 保育所等利用料口座振替納付依頼書の受付

◇各取市指定取扱金融機関等の窓口で受付します。

児童クラブ登録申込み前までに金融機関等へ「保育所等利用料口座振替納付依頼書」または「自動払込利用申込書」をご提出ください。 ※詳しくはP3『4 利用料金について（2）納入方法』をご確認ください。

受付（面接）日時の予約

3 事前予約期間内に申し込み ※希望日に空きがない場合は、空いている日時での調整となります。

事前予約申込期間

令和6年10月17日（木）～11月18日（月） 9：00（高館 10：00）～17：30 【先着順】

※詳しくはP4『6 申し込み方法について』をご確認ください。

受付・面接

4 事前予約した日時に受付と面接を行います。（提出書類等の確認・児童の健康状態等の確認）

令和7年4月から利用を希望

●令和6年11月1日（金）～11月29日（金） 9：00（高館 10：00）～17：30

（名取が丘・館腰・相互台・閑上・高館 那智が丘・ゆりが丘）

●令和6年11月1日（金）～12月16日（月） 9：00～17：30 （増田西・愛島・増田・下増田）

※（注意）上記期間を過ぎた場合、5月からの利用となります。

※詳しくはP4『6 申し込み方法について』をご確認ください。

※◎土曜日申請受付：令和6年12月17日（火）～令和7年1月31日（金）

（利用する実施児童センターへ予約を入れ、申請受付をしてください。）

※児童クラブにおいて、児童の集団生活における状況等を把握するため、小学校・幼稚園・保育所等の関係機関と情報交換や情報共有する場合があります。

5 登録の承認・不承認の決定（2月中旬～）

こども支援課で利用料金の未納の確認を行います。（未納の場合は、お支払いをお願いします。）

各児童センター・各放課後児童クラブより、登録承認通知または不承認通知を発送させていただきます。

4月から利用開始

※5月以降に利用を希望される場合は、P4『6 申し込み方法について』をご確認ください。

6 減免の決定（申請者のみ、6月下旬～）

こども支援課で申請内容の確認を行い、減免事由に該当する方に通知します。決定までの引落とし分は、決定後、減免該当者に還付金でお返しいたします。

9 施設一覧

施設名	名 称	連絡先	受付時間
増田児童センター	増田放課後児童クラブ	022-382-4567	午前9時～ 午後5時30分
名取が丘児童センター	名取が丘放課後児童クラブ	022-382-1256	
閑上児童センター	閑上放課後児童クラブ	022-385-2707	
館腰児童センター	館腰放課後児童クラブ	022-383-9170	
相互台児童センター	相互台放課後児童クラブ	022-386-5023	
ゆりが丘児童センター	ゆりが丘放課後児童クラブ	022-386-5298	
那智が丘児童センター	那智が丘放課後児童クラブ	022-386-2051	
下増田児童センター	下増田放課後児童クラブ	022-382-1345	
愛島児童センター	愛島放課後児童クラブ	022-382-1213	
増田西児童センター	増田西放課後児童クラブ	022-384-6791	午前10時～ 午後5時30分
	高館放課後児童クラブ (高館放課後児童クラブ受付)	022-382-1010	

10 留意事項

(1) 児童クラブへの登所・降所について

- ① 児童の出欠・途中帰宅・健康状況等については、児童クラブと連絡を密にとってください。
- ② 行き帰りの道順については、通学路に基づいて決めてください。
- ③ 児童クラブを利用する日は、原則として学校から直接の利用となります。
- ④ 午後5時以降（11～2月は、午後4時30分以降）の児童の帰宅については、保護者の方の迎えが必要となります。（各小学校の下校時間にあわせて異なる場合があります）

(2) 災害発生時の対応について

- ① 地震等の災害で帰宅できない場合は、緊急時対応として児童クラブで避難待機させます。
- ② 災害時については、原則として保護者のお迎えとなります。また、台風等により繰り下げ登校になった場合、登校前の時間を児童クラブでお預かりすることはできません。

(3) 長期休業期間の利用等について

- ① 学校の長期休業日の利用については、事前（長期休業前）に利用状況をお知らせください。

11 募集要項の保管について

「令和7年度 名取市放課後児童クラブ(登録児童)募集要項」は、登録後も必要な内容を記載していますので、一年間の保管をお願いします。

土曜日の利用について（お知らせ）

名取市では、下記のとおり小学生を対象とした土曜日の預かり事業を実施しています。利用される場合は、事前に予約が必要ですので児童センターにお問い合わせ下さい。

記

1 対象児童

- ① **土曜登録(通年で利用)**：保護者等の就労等により留守家庭となる、1 学年から 6 学年までの児童
② **一時利用(単発で利用)**：保護者等の傷病、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等により、一時的に留守家庭となる 1 学年から 6 学年までの児童
※ただし一時利用は、定員の空き状況により、受入れとなります。

- 2 実施施設
- | | | |
|-------------|------------------|---------|
| ・増田児童センター | TEL 022-382-4567 | 定員 40 名 |
| ・増田西児童センター | TEL 022-384-6791 | 定員 30 名 |
| ・那智が丘児童センター | TEL 022-386-2051 | 定員 30 名 |
- ※ 学区に関係なく利用できます。

- 3 利用時間 8：00～17：00

※11 月から 2 月まで 16 時 30 分以降利用する場合は保護者等の迎えが必要になります。

- 4 利用料金 日額 500 円

※口座振替が可能になりました。希望する方は手続きをお願いします。

利用した翌月に料金の引き落とし、または納付書を送付します。

納付書の場合は、こども支援課窓口または金融機関で納付をお願いします。

- 5 申込方法（受付時間：平日 9：00～17：30）

土曜登録：各児童センター備え付けの**土曜日登録書・就労証明書(土曜就労記載有り)**に必要な事項を記入の上、利用を希望する実施施設にお申し込みください。

※**就労証明書**：土曜日の勤務について記載が必要です。記載例を参照してください。

【令和 7 年 4 月から利用希望の場合：児童クラブ登録申請(募集要項)に添付有り】

◎登録利用受付(面接)期間：令和 6 年 12 月 17 日(火)～令和 7 年 1 月 31 日(金)

(土・日・祝日を除く)

希望実施センターに事前に受付予約をし、お子さん同伴でお申し込みください。

【令和 7 年 5 月以降から利用希望の場合】

◎利用希望の前月 10 日までにお申し込みください。

※申請時、または申請後に利用届(利用日記入のうえ)の提出をお願いいたします。

一時利用：前月 11 日～利用希望日 5 日前までに予約が必要です。利用を希望する実施施設に、空き状況を電話で確認のうえ、施設備え付けの「**一時(振休)利用申請書(平日・土曜)**」でお申し込みください。

- 6 持ち物 お弁当(お昼をまたいで利用する場合)・飲み物(水またはお茶)
おやつ(10 時と 3 時に食べられる分)・上靴
※詳細は各児童センターでお知らせいたします。

- 7 その他 学区外の方は必ず保護者等の方の送迎(引き渡し)が必要になります。

放課後児童クラブ利用料金について

区分	登録児童	一時利用・振替休業・長期休業 (対象：自由来館児童)
平日	①児童クラブ利用料 月額 3,000 円 利用時間：授業終了後から午後6時	・一時利用 日額 500円 - 利用時間 授業終了後から午後6時
	②延長利用料 月額 1,000 円 利用時間：午後6時から午後7時	
小学校休業日	平日の月額利用料に含みます 利用時間：午前8時から午後6時 (延長利用の場合は午後7時)	昼食をはさんで利用する場合 ・夏季休業 一律 3,000 円 ・秋季休業 一律 300 円 ・冬季休業 一律 1,000 円 ・学年末(春季) 一律 500 円 ・学年始(春季) 一律 500 円 ・一時利用／振替休業 日額 500 円 利用時間：午前8時から午後6時
土曜日	土曜日利用料 日額 500 円 ※受入れ児童センター(増田・増田西・那智が丘)	利用時間：午前8時から午後5時

※自由来館児童の通常利用(無料)については、利用時間・利用料金一覧参照

※登録利用で午後6時を過ぎた場合、回数に関わらず延長申請が必要となり、料金が発生します。

- 注) 1 同一世帯で2人以上の児童が利用する場合には、2人目以降の利用料が半額になります。
- 2 月の途中からの利用などの場合、平日の児童クラブ利用料、延長利用料については日割りで料金を計算します。
- 3 利用保護者が下記の事由に該当する際は、利用料金の減免を受けられる場合があります(申請が必要です)。
- (1) 生活保護世帯に属する場合…全額
 - (2) 利用保護者の属する世帯の前年の市民税が非課税である場合…5割
 - (3) (2)の場合でかつ、母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯…全額
- 4 放課後児童クラブ利用料、放課後児童クラブ延長利用料の納入は口座振替(自動払込)になります。児童クラブ土曜日利用料と長期休業・振替休業・一時利用料は、口座振替(自動払込)または納付書での納入になります。

放課後児童クラブ利用料金について

区分	登録児童	一時利用・振替休業・長期休業 (対象：登録していない児童)
平日	①児童クラブ利用料 月額 3,000 円 利用時間：授業終了後から午後6時	- 一時利用 日額 500 円 - 利用時間 授業終了後から午後6時
	②延長利用料 月額 1,000 円 利用時間：午後6時から午後7時	
	※但し、授業終了後から午後4時30分(11月～2月は午後4時)までの利用の場合 月額 1,500 円	
小学校休業日	平日の月額利用料に含みます 利用時間：午前8時から午後6時 (延長利用の場合は午後7時)	昼食をはさんで利用する場合 ・夏季休業 一律 3,000 円 ・秋季休業 一律 300 円 ・冬季休業 一律 1,000 円 ・学年末(春季) 一律 500 円 ・学年始(春季) 一律 500 円 ・一時利用／振替休業 日額 500 円 利用時間：午前8時から午後6時
土曜日	土曜日利用料 日額 500 円 ※増田・増田西・那智が丘児童センターで実施	利用時間：午前8時から午後5時

※登録利用で午後6時を過ぎた場合、回数に関わらず延長申請が必要となり、料金が発生します。

- 注) 1 同一世帯で2人以上の児童が利用する場合には、2人目以降の利用料が半額になります。
- 2 月の途中からの利用などの場合、平日の児童クラブ利用料、延長利用料については日割りで料金を計算します。
- 3 利用保護者が下記の事由に該当する際は、利用料金の減免を受けられる場合があります(申請が必要です)。
- (1) 生活保護世帯に属する場合…全額
 - (2) 利用保護者の属する世帯の前年の市民税が非課税である場合…5割
 - (3) (2)の場合でかつ、母子世帯等または在宅障害児(者)のいる世帯…全額
- 4 放課後児童クラブ利用料、放課後児童クラブ延長利用料の納入は口座振替(自動払込)になります。児童クラブ土曜日利用料と長期休業・振替休業・一時利用料は、口座振替(自動払込)または納付書での納入になります。